第２回新市名称・庁舎検討小委員会
会　　議　　次　　第

日時：平成１５年3月１４日（金）９:30～
場所：出雲市今市町北本町　出雲交流会館２階会議室

１　開　会

２　委員長あいさつ

３　新市名称・庁舎検討小委員会委員の変更について

４　議　事

(1)　新市の名称について

・・・・資料１

- 新市名称の選定スケジュールについて
- 新市名称公募要領（案）について
- 新市名称の選定基準について

(2)　新市の事務所の位置について

・・・・資料２

- 庁舎位置の検討について
- 支所の機能等について

５　その他

６　閉会

□　次回開催予定
平成１５年4月11 日（金）１３：３０～１５：００

新市名称・庁舎検討小委員会委員名簿

【変更前】

役職	氏　名	委員区分	所属等
委員長	吉 原　弘 次	学識経験委員（共通委員）	島根県出雲総務事務所長
副委員長	西 田　郁 郎	学識経験委員（出雲市）	出雲市自治協会連絡協議会会長
委員	飯 塚　俊 之	学識経験委員（平田市）	平田青年会議所副理事長
委員	小 島　光 郎	議会選出委員（斐川町）	広域行政調査特別委員会委員長
委員	今岡仁左惠	学識経験委員（佐田町）	佐田町商工会長 佐田町地域合併協議会会長
委員	石 飛　　赳	学識経験委員（多伎町）	多伎町文化財専門委員
委員	中 尾　　陽	学識経験委員（湖陵町）	ＪＡいずもふれあい福祉課長 企画集団ペーパームーン代表
委員	小 川　峰 夫	学識経験委員（大社町）	大社商工会会長

（敬称略）

【変更後】

役職	氏　名	委員区分	所属等
委員長	吉 原　弘 次	学識経験委員（共通委員）	島根県出雲総務事務所長
副委員長	西 田　郁 郎	学識経験委員（出雲市）	出雲市自治協会連絡協議会会長
委員	飯 塚　俊 之	学識経験委員（平田市）	平田青年会議所副理事長
委員	小 島　光 郎	議会選出委員（斐川町）	広域行政調査特別委員会委員長
委員	渡 部　良 治	学識経験委員（佐田町）	佐田町文化協会会長
委員	石 飛　　赳	学識経験委員（多伎町）	多伎町文化財専門委員
委員	中 尾　　陽	学識経験委員（湖陵町）	ＪＡいずもふれあい福祉課長 企画集団ペーパームーン代表
委員	小 川　峰 夫	学識経験委員（大社町）	大社商工会会長

（敬称略）

新市の名称選定スケジュール(案)について

開催日等	会　議　等	内　　容
3月14 日	第２回新市名称・庁舎検討小委員会	①新市名称の選定スケジュールについて ②新市名称公募要領について ③新市名称の選定基準について
3 月28 日	第４回出雲地区合併協議会	・　新市の名称について（議案） 公募要領を協議会に提案
4月上旬	公募準備	・　応募用紙、ポスター、チラシ作成など
4月１１日	第３回新市名称・庁舎検討小委員会	・　応募用紙、ポスター、チラシの提示
4月18 日	新市名称の公募開始	・　応募用紙・チラシの配布 ・　ポスターの配布 ・　ホームページへ掲載
5月　9日	第４回新市名称・庁舎検討小委員会	・　公募状況について（中間報告）
5月２３日	第５回出雲地区合併協議会	・　公募状況について（中間報告）
5月３１日	新市名称の公募締め切り	
6月13 日	第５回新市名称・庁舎検討小委員会	・　公募状況の報告 ・　専門家から意見聴取 ・　新市名称候補選定基準にしたがって候補案の絞り込み協議
6月２７日	第６回出雲地区合併協議会	・　新市名称の候補名について（中間報告）
7月１１日	第６回新市名称・庁舎検討小委員会	・　候補名の絞り込み協議　決定
7月２５日	第７回出雲地区合併協議会	・　新市の名称について（議案） 候補案を協議会に提案、新市名称の協議、調整・決定

新市の名称公募要領（案）

1　応募資格

新市の名称にふさわしい優れた名称の候補案をできる限り幅広く収集できるよう、２市５町（出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の在住者・勤務者をはじめ、だれでも応募できるものとする。

2　募集内容

⑴　新市の名称（漢字の場合はふりがなを明記）
⑵　新市の名称に関するコメント（提案理由）
⑶　氏名・住所・電話番号

3　応募方法

応募は、次に掲げるいずれかの方法で、一人一名称、１点限りとする。
⑴　応募用紙（料金後納はがき）
⑵　必要事項を記入した官製はがき
⑶　封書
⑷　ファックス
⑸　電子メール
⑹　協議会事務局ホームページ

※　応募用紙は､募集チラシとして協議会だよりに折り込んで２市５町圏域内の全世帯に配布するとともに、圏域内の各市町及び公共施設の窓口等に備え付ける。

4　公募期間

⑴　平成１５年４月１８日　～　５月３１日
⑵　郵送による応募の場合は、最終〆切当日の消印有効とする。

5　応募作品の取り扱い

⑴　応募作品に関する著作権は、出雲地区合併協議会に帰属する。
⑵　新市名称・庁舎検討小委員会が、応募作品のうちから選考基準に基づき、候補名を５件程度に絞り込み、合併協議会に報告、合併協議会において名称を決定するものとする。
⑶　選定結果は、協議会だより、ホームページ等を通じて公表する。

6　賞品の取扱い

⑴　合併協議会で新市の名称の決定後、応募作品の中から次の受賞者を選考する。
①　名付け親大賞
新市の名称を応募した者のうちから抽選により１名を決定し、５万円相当の商品券又は旅行券を授与
②　名付け親賞
新市の名称を応募した者のうちから①で当選した者を除いた者のうちから抽選により５名を決定し、１万円相当の２市５町の特産品セット又は図書券等を授与
③　特別賞
上記の①・②を除いた応募者のうちから３０名を決定し、３千円相当の２市５町の特産品セット又は図書券等を授与

7　名称募集の周知啓発について

⑴　「協議会だより」による周知啓発
⑵　募集チラシ兼応募用紙の作成・配布
⑶　募集ポスターの作成・配布
⑷　合併協議会のホームページに掲載

新市の名称候補選定基準について

1　選定基準

新市の名称候補の選定基準については、次の第１次選定基準の全てに該当し、かつ第２次選定基準のいずれか１つ以上に該当するものであること。

⑴　第１次選定基準

①　漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前であること。

②　全国の市と同じ表記でないこと。（ただし、２市５町のうちいずれかの市町の名称は可とする。）

⑵　第２次選定基準

①　地域の歴史、文化にちなんだ名称

②　地域が地理的にイメージできる名称

③　地域を全国的にアピールできる名称

④　地域の住民が一体感を持てる名称

※　地域とは、２市５町（出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）をいう。

2　選定方法

新市名称の候補は、応募作品の中から５作品程度を小委員会において選定し、合併協議会に報告するものとする。

3　選定に当たっての留意事項

⑴　公募結果については、小委員会委員の審議の参考として取扱い、単に応募数の多寡により新市名称案を選定するものではないこと。

⑵　小委員会は、新市の名称に関する調査・審議の結果として、候補となる５点程度を選定し、合併協議会に報告するものであり、最終的な決定は合併協議会が行うものであること。

新市の名称の公募状況

	ひたちなか市	篠山市	西東京市	さいたま市	周南市
公募要項等の制定	有		有	有	有
公募期間	h6.3.25～4.15	h9.8.20～9.17	h11.11.1～12.31	h12.1.10～2.18	h12.7.1～8.31
公募方法	官製はがき	官製はがき	官製はがき 応募はがき（料金後納） 電子メール ファックス	官製はがき 応募はがき 電子メール ファックス	官製はがき 応募はがき 電子メール
応募資格	勝田市又は那珂湊市に居住する者で概ね小学生以上	篠山町・西紀町・丹南町・今田町の住民	制限なし（全国公募）	制限なし（全国公募）	３市２町の住民 居住経験のある者
応募･記載の内容	新市の名称 提案の理由 住所・氏名・年齢	新市の名称 提案の理由 住所・氏名	新市の名称 提案の理由 住所・氏名・年齢・電話	新市の名称 提案の理由 住所・氏名・年齢・性別・電話番号	新市の名称 提案の理由 住所・氏名・年齢
賞等			名付け親賞：１人(10万円旅行券) その他賞：数人 (図書券、テレホンカードなど20万以内)	名付け親賞：１人(10万円旅行券) 特別賞：10人(5万旅行券) 参加賞：1000人(1千円相当の図書券)	採用した場合には、記念品を贈呈(多数の場合は抽選)
公募に関する周知方法	協議会だより 新聞	協議会だより 町広報	協議会だより 市広報 新聞 ホームページ	協議会だより 市広報 新聞 ポスター チラシ テレビ	協議会だより 特集号 新聞意見広告 市広報 ポスター
その他	一人につき１点のみ		何点でも応募可能	何点でも応募可能	一人につき１点のみ
応募総数	5,047	385	8,753	67,665	10,325
圏域人口	１４９千人	４７千人	１７４千人	９７４千人	２１５千人

新市の名称の公募状況（県内）

	安来市・広瀬町・伯太町合併協議会	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会	邑東合併推進協議会	隠岐島後町村合併協議会
公募要項等の制定	有	有	有	有
公募期間	h14.12.2～h15.1.10	h14.12.24～h15.2.14	h15.2.14～h15.3.20	h15.3.15～h15.5.31
公募方法	官製はがき 応募はがき（公共施設等に応募箱設置） メール ファックス ホームページ	官製はがき 応募はがき メール ファックス	官製はがき 応募はがき 封書 ホームページ	官製はがき 応募はがき 封書 メール ファックス
応募資格	制限なし（全国公募）	制限なし（全国公募）	制限なし（全国公募）	制限なし（全国公募）
応募・記載の内容	新市の名称 提案の理由 住所・氏名・電話番号	新市の名称 提案の理由 住所・氏名・年齢・電話番号	新町の名称 名称のよみかた 名称の意味または理由 住所・氏名・年齢・性別・電話番号	新町の名称 提案の理由 住所・氏名・年齢・性別・電話番号
賞等	名付け親大賞：1人(10万円旅行券) 名付け親賞：10人(1万円相当の図書券) 特別賞：30名(3千円相当の公共施設利用券)	名付け親大賞：1人(10万円旅行券) 名付け親賞：5人(1万円相当の特産品又は図書券) 特別賞：50名(3千円相当の特産品又は図書券)	名付け親大賞：1人(5万円相当商品) 名付け親賞：上記抽選にもれた方(記念品)	名付け親大賞：1人(10万円相当の商品券) 名付け親賞：5人(1万円相当の商品券) 特別賞：25名(3千円相当の商品券)
公募に関する周知方法	協議会だより ホームページ	協議会だより ホームページ 応募ちらし	協議会だより ホームページ	協議会だより ホームページ 学校(小・中・高) 町村広報 隠岐人会 卒業生会 ポスター 報道機関依頼
その他	一人につき１点のみ	何点でも応募可能 現６町村名は使用不可	何点でも応募可能 現3町村名は使用不可	何点でも応募可能
応募総数	2,228	6,306	－	－
圏域人口	４５千人	４６千人	１１千人	１８千人

参考資料：大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会

新市名称募集

■応募方法

「新しい市の名称」「提案理由」「郵便番号」「住所」「氏名（ふりがな）」「年齢」及び「電話番号」をご記入の上、応募はがき、官製はがき、メール、FAX等により協議会事務局までご送付いただくか、応募用紙を6町村役場等に設置する専用の応募箱に投函してください。

■賞

①名付け親大賞（決定された新市名称の提案者の中から選考）

賞状及び副賞（10万円相当の旅行券）…… 1名

②名付け親賞（決定された新市名称の提案者で名付け親大賞の次に選れた方の中から選考）

賞状及び副賞（1万円相当の6町村の特産品お楽しみパックまたは図書券）…5名

③特別賞（アイディア賞、ユーモア賞、なるほど賞ほか多数）

賞品（3千円相当の6町村特産品または図書券）…… 50名

■募集期間

平成14年12月24日（火）～平成15年2月14日（金）

（当日消印有効）

あなたのまちの名付け親。

大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町の6町村では平成17年3月までの合併を目指し、新しい市の名称を募集します。

いい名前をつけてあげてください。

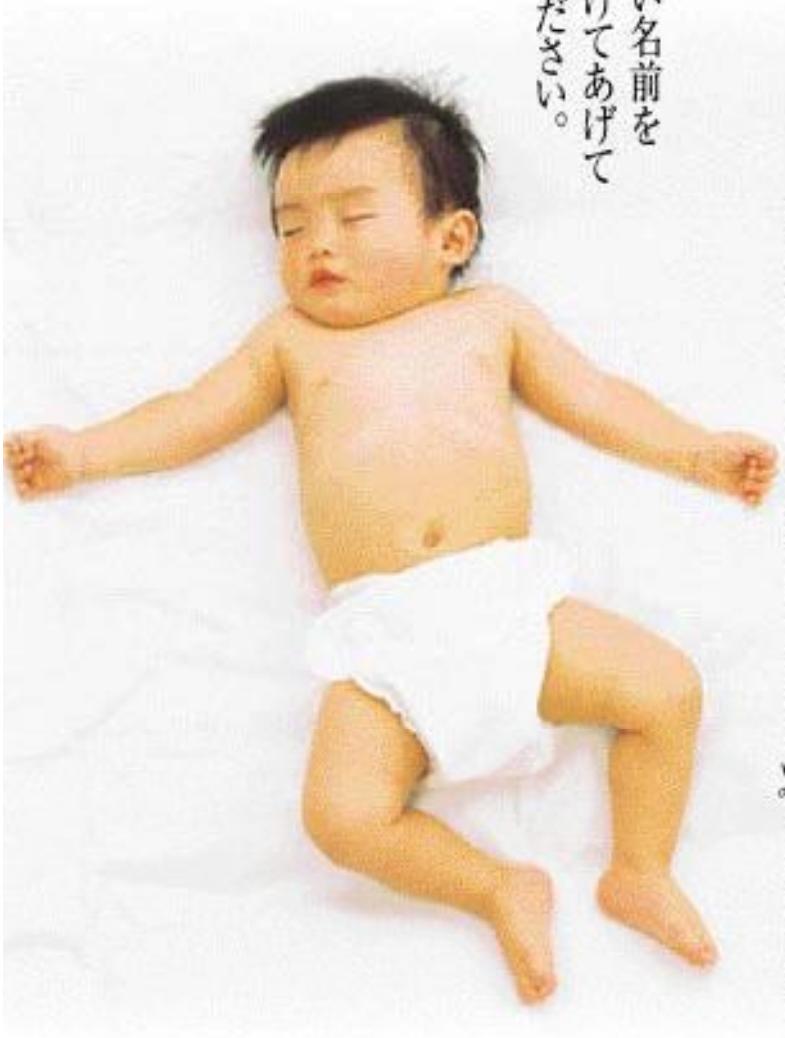

郵便はがき

料金受取人払

木次局承認 14

差出有効期間 平成15年2月14日まで

切手不要

6991390

島根県大原郡木次町里方614-1
A・コープきすき2階

大東町・加茂町・木次町
三刀屋町・吉田村・掛合町
合併協議会事務局行
（新市名称募集係）

6991390　　9

ふりがな ご氏名	
年　齢	10歳代・20歳代・30歳代・40歳代・ 50歳代・60歳代・70歳代以上（該当する年代に○をしてください）
〒 ご住所	
電話番号	（　　）　　－

※必ず記入してください。

■お問い合わせ
大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会事務局
〒699-1311島根県大原郡木次町里方614-1 A・コープきすき2階
TEL（0854）42-8118　FAX（0854）42-2280
E-mail furusato@union6.jp　ホームページ http://www.union6.jp

新市名称募集

合併により
「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」
をめざします。

大東町
加茂町
木次町
三刀屋町
吉田村
掛合町

◆新しい市の名称

ふりがな　　し

市

◆提案理由

下記の項目7つのどれかに○をつけ、その説明をできるだけ具体的にコメント欄に記入してください。

1) 地理的なイメージからの名称
2) 歴史・文化からの名称
3) 特徴・特色からの名称
4) 全国にアピールできる名称
5) 新市の将来をイメージした名称
6) 合併を記念した名称
7) その他

●コメント

応募資格

●大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町にお住まいの方はもちろん、当地域の出身者や当地域に勤務する方をはじめ、どなたでも応募できます。

応募方法

●応募はがきにより事務局まで送付してください。（切手不要）

●応募はがき以外でも、必要事項をご記入のうえ、はがき、メール、ＦＡＸ等により応募することができます。

●応募箱に投函される場合は、町村役場、合併協議会事務局に専用の応募箱を設置しますので、応募用紙に記入のうえ投函してください。

●応募箱設置場所

６町村役場、公立雲南総合病院、加茂町総合保健福祉センター「かもてらす」、サン・チェリヴァ、三刀屋町文化体育館「アスパル」、吉田村ふるさとセンター、掛合ショッピングセンター「コア」、合併協議会事務局

公　表

●応募された名称は、広報誌『合併協議会だより』及び協議会ホームページで公表します。

その他

●応募数は選定の際の参考にとどめるものとします。

●応募された提案に関する権利は、大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会に帰属するものとします。

応募上の注意

①応募には、「新しい市の名称」「提案理由」「郵便番号」「住所」「氏名（ふりがな）」「年齢」及び「電話番号」を必ず記載してください。

②賞の選考に際しては、「提案理由」を重視しますので、できるだけ詳しく記載してください。

③名称の表し方は、漢字（ふりがな記入）、ひらがな、カタカナは問いませんが、ローマ字、記号等は使用できません。

④現にある市の名称及び現在の６町村名は使用しないで下さい。

⑤１人で何点でも応募できますが、同一人の同一名称の応募は、１点限り有効とします。

参考資料：邑東合併推進協議会

新町名称募集

●新町名称募集

概要	あなたが参加するまちづくりの第一歩。 川本町・邑智町・大和村が合併して誕生する**新しい町の名称を募集**します。 新しい町にふさわしい名前を考えていただき、多くの皆様からのご応募をお待ちしています。
応募できる方	川本町、邑智町、大和村にお住まいの方はもちろん当地域の出身者などどなたでもご応募いただけます。
応募方法	ホームページ、専用応募ハガキ、官製ハガキ、封書で応募できます。
必要事項	「新町名称」・「名称のよみかた」・「名称の意味または理由」・「住所」・「電話番号」・「氏名（ふりがな）」・「年齢」・「性別」を必ず明記してください。
名称の表し方	漢字、ひらがな、カタカナのいずれかで表記してください。その組み合わせについては自由です。
注意事項	1. 「川本」「邑智」「大和」の名称をそのまま使用したものは、応募できません。 2. お一人様何通でもご応募できますが、同一人による同一名称での応募は1点限りとします。 3. 応募は、1枚の用紙（ホームページからの場合は1回の送信）につき、1点のみ記入してください。 4. 作品ごとの応募点数は、候補選定や名称決定の際に影響を及ぼさないこととします。 5. 採用作品については、一部補作する場合もあります。 6. 応募作品に関する一切の権利は邑東合併推進協議会に帰属します。
応募先	● 郵送の場合は（書式はダウンロードできます。） 〒699-4692　島根県邑智郡邑智町粕渕168番地　邑東合併推進協議会事務局 ● 持参される場合は ①邑東合併推進協議会事務局（邑智町役場3階） ②川本町役場総務課、大和村役場総務課 ● ホームページからの場合は下のボタンをクリックしてください。 応募する
応募期間	平成15年2月14日（金）～平成15年3月20日（木）　当日消印有効 **上記の期間以外での応募は無効ですので、ご注意ください。**
記念品等	応募された名称の中から、次の各賞を決定し、記念品を贈呈します。 ● 名付け親大賞‥採用作品応募者の中から抽選により、1名様に5万円相当の賞品を贈呈 ● 名付け親賞‥‥採用作品応募者の中で、上記抽選にもれた方に記念品を贈呈
選考	新町名称選定小委員会で候補選定されたのち、邑東合併推進協議会の会議で、決定されます。
結果発表	協議会だより・ホームページ・各町村広報誌等で発表します。

参考資料：隠岐島後町村合併協議会

隠岐島後町村合併協議会だより

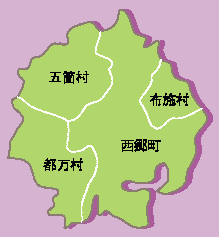

2003
2
vol.04

第4号

【編集・発行】
隠岐島後町村合併協議会
隠岐郡西郷町大字港町字塩口24番地9
TEL08512-2-8321　FAX08512-2-8320
E-mail: gappei.oki-dogo@orion.ocn.ne.jp

CONTENTS
もくじ

第4回合併協議会を開催 ・・・ P2・3
新町将来構想（素案）住民説明会を開催 ・・・・・・ P4
新しい町の名前の応募要領が決まりました ・・・・・・・・・ P5
お知らせ …… P6

ホームページも併せてご覧下さい。　http://www10.ocn.ne.jp/~oki-dogo/

第2回名称庁舎小委員会資料

◆隠岐島後町村合併協議会◆　新町の名称公募実施要領について

確認日	平成15年1月28日
１．応募資格	○優れた名称の候補案をできる限り幅広く収集できるよう、地域住民及び地域出身者とその家族等を主たる対象とするが、地域のＰＲも兼ねて、全国から公募する ○特に年齢制限はしないが、概ね小学生以上とする
２．公募の周知方法	○合併協議会だより、合併協議会のホームページへ掲載 ○小学校、中学校、高校へも依頼 ○各町村出身者への依頼（各町村広報誌、隠岐人会、卒業生会への依頼） ○ポスターの作成 ○報道機関への周知依頼
３．応募方法	○応募用紙（はがき、切手不要）による ○その他、はがき、手紙、ファックス、メールによるもの ○１人２以上の応募も可 ただし、同一人の同一名称の応募は、１点かぎり有効
４．応募内容	○新町の名称 ○新町の名称に関するコメント（名称の由来、こめる願い等提案理由） ○氏名、住所、電話番号、年齢、性別 ○ローマ字は使用できないなど応募上の注意事項を掲載する
５．応募期間	○おおむね２ヶ月間とする（締め切り日消印有効）
６．応募作品の取扱い	○応募作品に関する著作権は隠岐島後町村合併協議会に帰属するものとする ○応募作品の選定は、小委員会において候補を選定し、協議会において決定するものとする ○表彰式は協議会において最終決定後、実施する
７．商品の取扱い	名付け親大賞 （決定された新町名称の提案者の中から選考） 賞状及び副賞（１０万円相当の商品券）・・・１名 名付け親賞 （決定された新町名称の提案者で名付け親大賞の選に漏れた方の中から選考） 賞品（１万円相当の商品券）・・・５名 特別賞 （名付け親大賞及び名付け親賞に選考された方以外の全応募者の中から選考） 賞品（３０００円相当の商品券）・・・２５名

新市の事務所の位置について《第 2 回》

意見交換

※庁舎方式について
　→関連して、支所の機能について

※本庁舎の位置について
　→関連して本庁舎の要件、機能について

※庁舎の建設について

◇第２回の意見を事務局において集約、整理し、第 3 回委員会資料とする。

□庁舎位置検討へのアプローチ

区分		メリット	デメリット	備考
本庁舎を建設する		機能が一本化され組織運営上は極めて機能的	多大な経費が必要	合併時には建設は困難であるため、①いつ建設するのか②どういった規模、機能で建設するのか③どこに建設するのかなどの検討が必要
→	旧市町の役所はすべて廃止する	行政の効率的運営が可能となる	住民サービスが激変する（合併後当面は、窓口サービス、施設管理、継続事業推進などに多大の影響があると思われる）	
→	本庁所在地以外の旧市町の役所は支所或いは出張所とする（窓口や地域振興、土木事業などの業務を行う）	住民サービスが確保される	合併による行財政改革効果が薄れるおそれがある（定員管理計画などによる計画的な人員削減や実際の業務量に応じた年次的な見直しが不可欠）	住民サービスの確保や業務の停滞を避けるためにどこまでの規模、機能を持たせるか検討が必要
→	本庁所在地以外の旧市町の役所は支所或いは出張所とする（窓口業務などの限られた業務を行う）	一定の住民サービスは確保できるとともに、合併による効率化も実現できる	合併後当面は、施設管理、継続事業推進などに影響があると思われる	
一つの庁舎を本庁舎として活用する		建設経費がかからない	本庁機能を果たせる規模、機能を持つ既存庁舎があるかが問題点	増改築、借家、買取などが必要なケースがある
→	その他の旧市町の役所はすべて廃止する	行政の効率的運営が可能となる	住民サービスが激変する（合併後当面は、窓口サービス、施設管理、継続事業推進などに多大の影響があると思われる）	すべての職員を本庁に集めるためには相当規模の庁舎機能が必要となる
→	その他の旧市町の役所は支所或いは出張所とする（窓口や地域振興、土木事業などの業務を行う）	住民サービスが確保される	合併による行財政改革効果が薄れるおそれがある（定員管理計画などによる計画的な人員削減や実際の業務量に応じた年次的な見直しが不可欠）	住民サービスの確保や業務の停滞を避けるためにどこまでの規模、機能を持たせるか検討が必要
→	その他の旧市町の役所は支所或いは出張所とする（窓口業務などの限られた業務を行う）	一定の住民サービスは確保できるとともに、合併による効率化も実現できる	合併後当面は、施設管理、継続事業推進などに影響があると思われる	相当数の職員を本庁舎に集めることになるため、相当規模の庁舎機能が必要となる
すべての役所に組織、機能を分散する		建設経費がかからない	組織運営上機能的ではないうえに、住民利用にもわかりにくく、不便。	新市の市域は600km²以上と広く、機能分散は現実的とはいえない

□庁舎建設事例

区　　分	多伎町（S63竣工）		佐田町（H3竣工）	
本館延床面積	鉄筋コンクリート	1,583 ㎡	鉄筋コンクリート	2,964 ㎡
附属延床面積	木造平屋建	310 ㎡		
計　　a		1,893 ㎡		2,964 ㎡
工事費		365,600 千円		750,802 千円
設計管理		11,180 千円		28,840 千円
備品その他		29,040 千円		20,000 千円
総経費　　b		405,820 千円		799,642 千円
㎡単価　c＝b／a		214 千円		270 千円

出雲地区一人当り面積平均　d		26 ㎡		26 ㎡
出雲地区本庁職員総数　e		1,146 人		1,146 人
必要庁舎面積（想定）f＝d＊e		30,140 ㎡		30,140 ㎡

f＊c　6,462,954 千円　　f＊c　8,130,902 千円

※想定の結論

1）庁舎建設には最低限でも70～80億前後の経費が必要。

2）これにプラスして建設用地の取得が必要である。（駐車場、バス発着場などの整備が必要である。）

→ちなみに㎡単価150,000円、20,000㎡の用地としても30億円の用地費が必要。

3）庁舎建設経費は100億円以上といった想定ができる。

参考：出雲合同庁舎

建築年	S57 年	
敷地面積	15,540 ㎡	
建築面積	3,370 ㎡	
延床面積　　a	9,589 ㎡	
用地費	元商業高校用地 千円	
建設費　　b	1,198,226 千円	
㎡単価　　c＝b／a	125 千円	
県職員・臨時職員外数	345 人	（臨時外　103人）
駐車場収容台数	358 台	

新しいまちの姿

◈まちの面積　624㎢　◈まちの人口　173,776人

地勢

◈東西約30km、南北約30km。
全体の面積は624㎢で、島根県全体の9.3%を占めます。

◈島根県の東部と西部を結ぶ交通・物流の拠点であるとともに、島根と全国を結ぶ空の玄関口です。

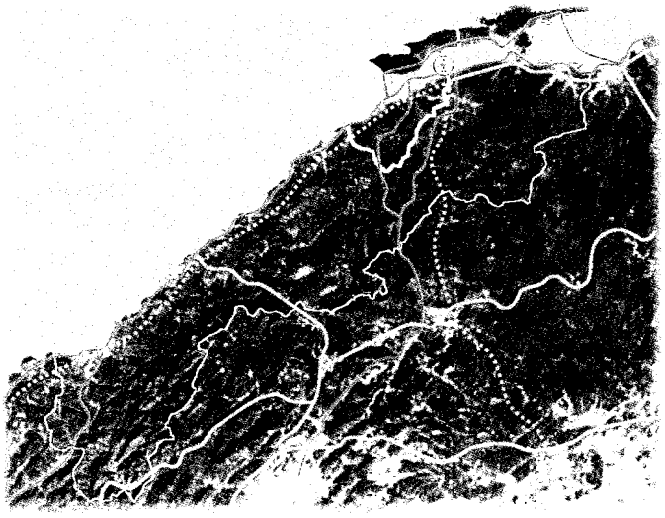

人口・財政

◈総人口は平成12年現在で173,776人。島根県人口の23%を占めます。

◈自治体規模が大きくなるというスケールメリットを活かしながら生活・産業基盤の整備を促進し、人口20万の特例市をめざします。

◈まちづくりの基本理念と将来像の確実な実現を図るため、合併による行政経費の縮減等（約300億円）による財源確保に加え、税収、財源の充実を図り、強固な財政基盤の実現を目指します。

将来目標人口 200,000人

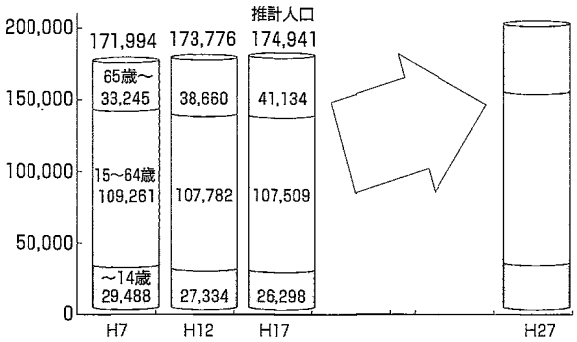

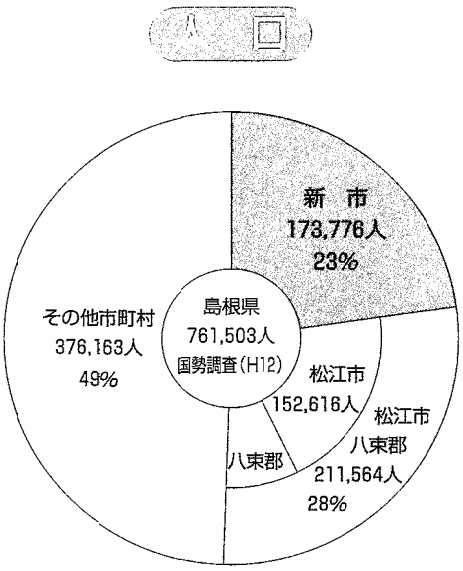

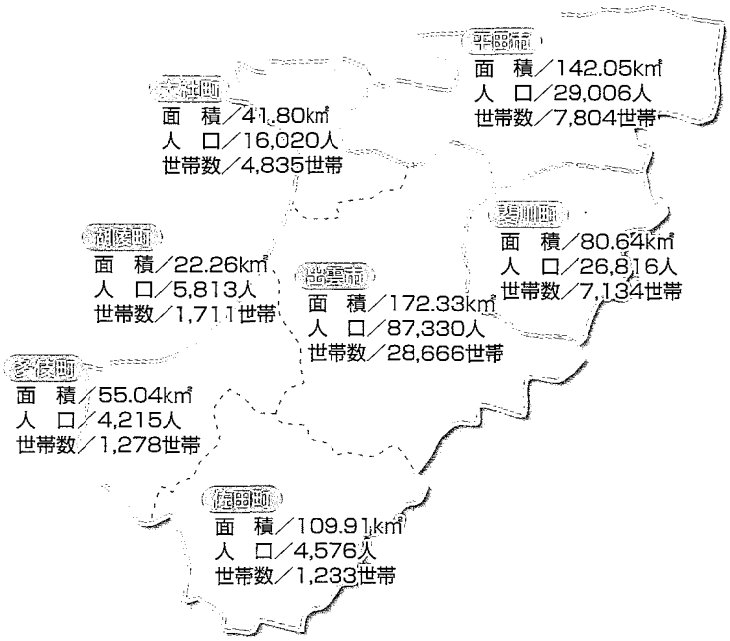

合併の必要性と社会的背景

拡大する生活圏

産業構造の変化や道路・交通網の発達により、通勤・通学、買い物など人々の「生活圏」は、市町の行政区域を越えて広がり、すでに出雲圏域全体が一体的な活動圏域となっています。

自立を求められる地方自治体

「地方分権」化は、地方の自立を意味するとともに、国への依存体質の改善が求められています。地域が自立していくためには、自立するに足る経済基盤を築く必要があり、まず人や企業を惹きつける吸引力のある都市基盤を、言い換えれば地域間競争を勝ち抜くための生活基盤、産業基盤を整備する必要があります。

通学・通勤の状況

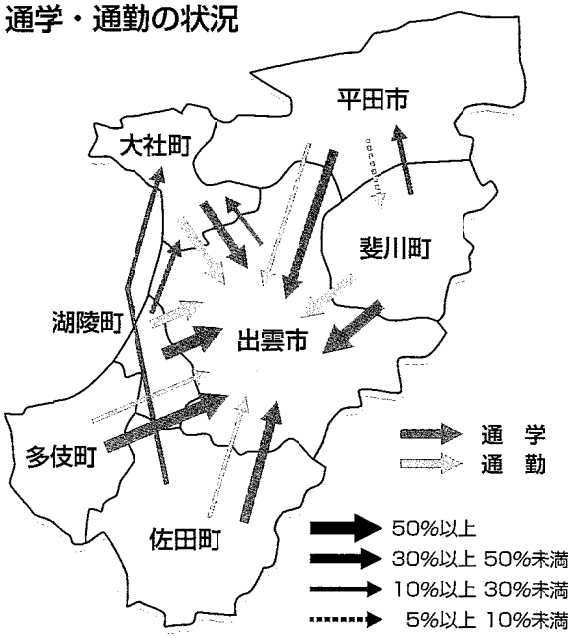

国勢調査(H7)

買物・通院の状況

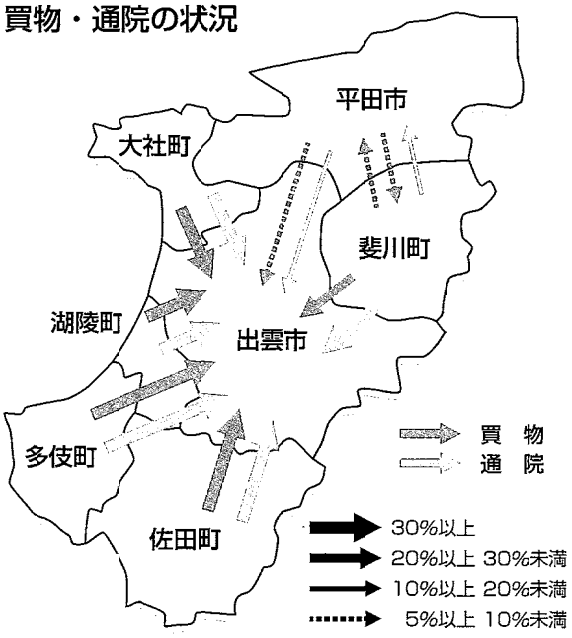

島根県商勢圏実態調査(H10)
医療施設調査・病院報告(H10)

多様化、高度化する住民ニーズ

少子・高齢化社会、情報化社会の進展に伴い、人々の価値観やライフスタイルも多様化し、行政サービスに対する住民ニーズもあらゆる分野において多様化、高度化しています。こうした多様化、高度化する住民ニーズへのきめ細やかな対応には、個々の市町単独では人的にも財政的にも限界があります。

行財政の効率化

国、地方を通じた厳しい財政状況の中、行財政の効率化は喫緊の課題となっており、各市町は懸命に取り組んでいますが、各市町単独での効率化には限界も見えています。スケールメリットを活かした大幅な効率化を進めるとともに、本格的な高齢化社会を見据えつつ、魅力ある地域づくりを進めるための財源を確保する必要があります。

□官公署等の状況

区分		出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
国	内閣府	陸上自衛隊出雲駐屯地 自衛隊出雲募集事務所						
	法務省	出雲区検察庁 松江地方検察庁出雲支部 松江地方法務局出雲支局						
	財務省	印刷局出雲出張所 出雲税務署						
	厚生労働省	出雲労働基準監督署 出雲公共職業安定所 島根社会保険事務局出雲事務所						
	農林水産省	統計情報事務所出雲出張所 食料事務所出雲支所						
	国土交通省	出雲工事事務所 斐伊川神戸川総合開発工事事務 国道工事事務所出雲維持出張所	出雲工事事務所平田出張所 航空路監視レーダー事務所	大阪航空局出雲空港出張所 地方気象台出雲空港出張所				
	裁判所	出雲簡易裁判所 松江家庭裁判所出雲支部 松江地方裁判所出雲支部						
県	総務部	出雲総務事務所		防災航空管理所				
	企画振興部	斐伊川神戸川対策事務所						
	健康福祉部	出雲健康福祉センター 中央病院 出雲児童相談所 出雲知的障害者更正相談所 さざなみ学園					湖陵病院	
	環境生活部							動物管理センター
	農林水産部	出雲農林振興センター 出雲家畜保健衛生所 農業試験場 花振興センター 病害虫防除所 家畜衛生研究所 畜産試験場 肥飼料検査所	内水面水産試験場					
	商工労働部	出雲高等技術校						
	土木部	出雲土木建築事務所	河下港管理所	出雲空港管理事務所				宍道湖西部浄化センター
	教育庁	出雲教育事務所	青少年の家					
	警察本部	出雲警察署	平田警察署					大社警察署
	公社等	島根県環境保健公社出雲出張所 島根難病研究所 小山園					光風園	
学校	4年制大学	島根医科大学(附属病院)						
	短期大学	看護短期大学						
	高校	出雲高校 出雲工業高校 出雲商業高校 出雲農林高校 出雲西高校 出雲北陵高校	平田高校		大社高校佐田分校			大社高校
	特殊学校	出雲擁護学校						
国計		18	2	2	0	0	0	0
県計		22	4	2	0	0	2	3
学計		9	1	0	1	0	0	1
合計		49	7	4	1	0	2	4

□役所間移動時間（その１）

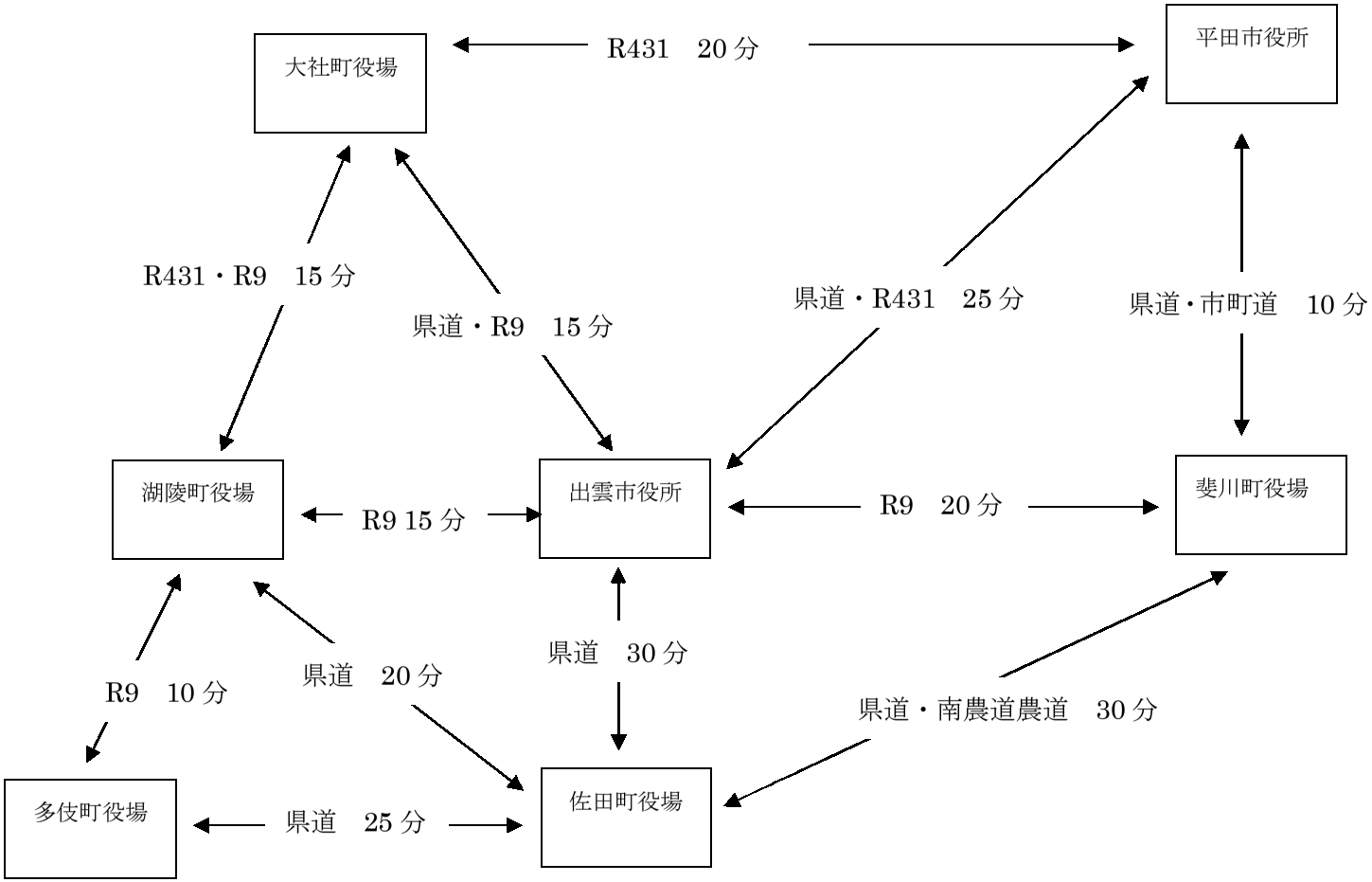
大社町役場
R431　20 分
平田市役所
R431・R9　15 分
県道・R9　15 分
県道・R431　25 分
県道・市町道　10 分
湖陵町役場
R9 15 分
出雲市役所
R9　20 分
斐川町役場
R9　10 分
県道　20 分
県道　30 分
県道・南農道農道　30 分
多伎町役場
県道　25 分
佐田町役場

□役所間移動時間（その２）

	出雲	平田	斐川	佐田	多伎	湖陵	大社	最短	最長	間差	庁舎規模
出雲	0	25	15	30	30	20	15	15	30	15	1
平田	25	0	10	40	45	35	20	10	45	35	2
斐川	15	10	0	30	45	35	20	10	45	35	3
佐田	30	40	30	0	25	20	30	15	40	25	5
多伎	30	45	45	25	0	10	25	10	45	35	6
湖陵	20	35	35	20	10	0	15	10	35	25	7
大社	15	20	20	30	25	15	0	15	30	15	4

◎任意協議会確認
（仮の本庁舎）

	10分	15分	20分	25分	30分	35分	40分	45分
出雲		斐川 大社	湖陵	平田	佐田 多伎			
平田	斐川		大社	出雲		湖陵	佐田	多伎
斐川	平田	出雲	大社		佐田	湖陵		多伎
佐田			湖陵	多伎	斐川 大社 出雲		平田	
多伎	湖陵			佐田 大社	出雲			平田 斐川
湖陵	多伎	大社	出雲 佐田			平田 斐川		
大社		出雲 湖陵	平田 斐川	多伎	佐田			

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図を複製したものである。　（承認番号）平11中複、第 316 号

出雲土木建築事務所管内図

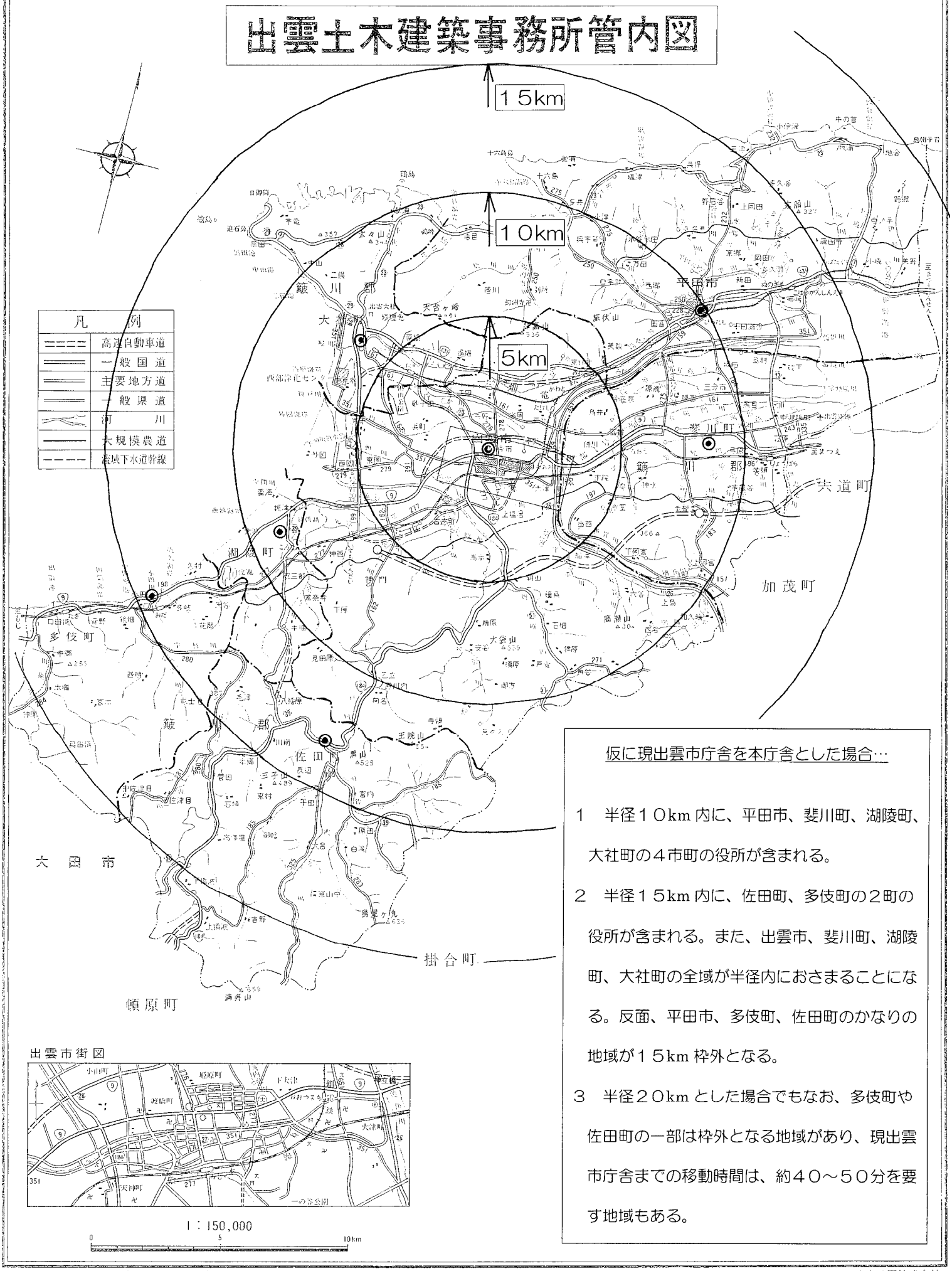

仮に現出雲市庁舎を本庁舎とした場合…

1　半径１０km 内に、平田市、斐川町、湖陵町、大社町の４市町の役所が含まれる。

2　半径１５km 内に、佐田町、多伎町の２町の役所が含まれる。また、出雲市、斐川町、湖陵町、大社町の全域が半径内におさまることになる。反面、平田市、多伎町、佐田町のかなりの地域が１５km 枠外となる。

3　半径２０km とした場合でもなお、多伎町や佐田町の一部は枠外となる地域があり、現出雲市庁舎までの移動時間は、約４０～５０分を要す地域もある。

平成11年８月　出雲土木建築事務所　　広島市中区千田町１丁目８番３号　☎ 082（245）3082　中央地図株式会社

□支所の状況調べ（H15.3　出雲地区合併協議会調べ）

市町名	人口（人）	面積（㎢）	人口密度（人/㎢）	合併市町数	支所		出張所		職員の配置状況
					数	所管業務	数	所管業務	
帯広市	172,255	619	278	—	2	1)住民窓口機能 2)年金、健康医療窓口 3)介護福祉関係窓口 4)転入学通知関係窓口 5)その他の窓口			
苫小牧市	172,133	561	307	—			2	1)住民窓口機能 2)年金、健康医療窓口 3)介護福祉関係窓口 4)その他の窓口	※錦岡出張所　所長1　係長2　一般職2　生涯学習アドバイザー1　計6名 ※勇払出張所　所長1　係長1　一般職1　生涯学習アドバイザー1　計4名
篠山市 （H14．4）	46,420	378	123	4	5	1)住民窓口機能 2)年金、健康医療窓口 3)介護福祉関係窓口 4)地域振興業務 5)公共施設管理			※各支所に支所長 ※最多で44名、最少8名の配置 ※主要プロジェクト推進に担当配置
さぬき市 （H14．4）	57,403	159	361	5	4	1)住民窓口機能 2)年金、健康医療窓口 3)介護福祉関係窓口 4)転入学通知関係窓口 5)環境業務 6)道路河川維持補修 7)産業振興 8)住宅管理 9)上下水道保守、加入	5	1)住民窓口機能 2)住民相談窓口	
出雲地区	173,776	624	278	7					

□篠山市の支所分掌事務及び体制について

○篠山市支所事務分掌規則

（平成11年4月1日
規則第4号）

改正　平成11年8月1日規則第190号　　平成12年5月26日規則第29号
平成14年3月29日規則第20号

（趣旨）

第1条　この規則は、篠山市支所設置条例（平成11年篠山市条例第8号）第1条に規定する支所の事務を処理させるため、次の課、係、分室及び担当を置く。

城東支所	地域振興課	地域振興課
	住民課	住民担当、福祉担当、業務管理担当、収納担当
多紀支所	地域振興課	地域振興係
	住民課	住民担当、福祉担当、業務管理担当、収納担当
西紀支所	地域振興課	地域振興係
	住民課	住民担当、福祉担当、業務管理担当、収納担当、西紀分室担当
丹南支所	地域振興課	地域振興課
	住民課	住民担当、福祉担当、業務管理担当、収納担当
今田支所	地域振興課	地域振興係
	住民課	住民担当、福祉担当、業務管理担当、収納担当

（職の設置）

第2条　支所に支所長を置く。

2　支所に次長、参事、課長、課参事及び副課長を置くことができる。

3　支所に課長補佐、係長その他必要な職員を置くことができる。

（職務権限）

第3条　前条各項に掲げる者の職責及び職務権限は、篠山市事務処理規則（平成11年篠山市規則第10号。以下「事務処理規則」という。）の定めるところによる。この場合において「部長」とあるのは、「支所長」と読み替えるものとする。（以下同じ。）

（分掌事務）

第4条　支所の分掌する事務は、おおむね別表第1のとおりとする。

（専決）

別表第1（第4条関係）

地域振興課

地域振興係

(1) 大規模プロジェクトの事業推進又は管理運営に関すること。

(2) 地域づくり支援事業に関すること。

(3) 自治会に関すること。

(4) 地域の要望等に関すること。

(5) その他市長の特命事項に関すること。

住民課

住民担当

(1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

(2) 印鑑登録及び証明に関すること。

(3) 交通防災に関すること。

(4) 地区消防団に関すること。

(5) 税務事務、諸証明に関すること。

(6) 各種相談業務に関すること。

福祉担当

(1) 民生委員、児童委員に関すること。

(2) 老人福祉の申請受付に関すること。

(3) 老人保健に関すること。

(4) 福祉医療に関すること。

(5) 身体障害者福祉の申請受付に関すること。

(6) 知的障害者の申請受付に関すること。

(7) 児童福祉の申請受付に関すること。

(8) 国民健康保険に関すること。

(9) 国民年金に関すること。

(10) 福祉に関する相談業務に関すること。

(11) 介護保険に関すること。

(12) その他福祉関係の申請受付に関すること。

業務管理担当

(1) 管内公共施設の管理に関すること。

篠山市丹南支所事務分掌

H11.4.1~

丹南支所長

次長　（地域振興担当）

《交通防災関係》消防、火災、災害等緊急時の対応、防災

住民担当係長

係長　主査　主事

《届出関係》出生届、婚姻届、離婚届、死亡届、転入転出届、転居届、所帯変更届、就学手続、地域振興券

《登録関係》印鑑登録

《証明関係》戸籍謄・抄本、除籍謄・抄本、受理証明書、戸籍除票写し、身分証明書、住民票写し、年金現況届証明、印鑑登録証明、住民票閲覧、外国人登録済証明書

《許可関係》埋火葬許可書

主査

《国民年金関係》加入・喪失届、配偶者の国民年金第3号該当届、配偶者の種別変更届、住所変更届、繰上支給の請求、裁定請求、受給者の死亡届、福祉年金業務、金融機関変更届等、各種相談業務

主査

《税務関係》所得証明、評価証明・通知、納税証明、課税証明非課税証明、法人町民税（所在地）証明、公課証明、減免証明、非減免証明、廃車証明、住宅用家屋証明、軽自動車税各種届出、新規登録、廃車、標識交付、税相談指導

《交通防災関係》交通災害共済、消費者行政

福祉担当係長

係長

《福祉関係》身体障害者手帳（再）交付申請受付、補装具の交付（修理）申請受付、介護手当、特別障害者手当、障害児福祉手当申請受付、各種申請変更届、ことばの教室入所申請受付、有料道路通行料、

航空運賃割引、タクシー運賃割引、NHK受信料割引各証明、児童手当現況届受付、(特別)児童扶養手当証明交付、同現況届受付、母子寡婦福祉資金貸付金申請受付、療育手帳申請、老人クラブ補助金事務、知的障害者各種申請受付、民生、児童委員、福祉関係相談業務

主事

《医療費助成関係》

老人保健医療受給者証交付申請、老人医療受給者証交付申請、身体障害者医療受給者証交付申請、乳幼児医療受給者証交付申請、高齢者重度心身障害者医療費助成申請、入院生活給付金申請、老人保健各届、再発行業務、医療費申請受付事務、食事療養費減額認定証、各種相談業務

《福祉医療関係》

喪失・保険変更・転居、再発行事務、医療費等申請受付事務、各種相談業務、

《健康関係》

母子手帳・健康手帳交付、緊急時の病院紹介等

主事

《国民健康保険関係》

加入・喪失届、食事療養費減額認定証、退職者医療手続き、移送費申請、保険者証発行(資格証明・短期証除く)高額医療費・医療費・出産育児一時金・葬祭費・食事療養費差額申請事務、各種相談業務

(福祉担当)
(係長

課長補佐

《総務関係》公営駐車場の管理、園児バス運行管理、不在者投票事務、管内公共施設管理、支所内庶務

主事

《環境衛生関係》

指定ごみ袋販売、粗大ごみ受付・回収、可燃物・不燃物回収、し尿汲み取り受付、犬の登録予防注射、犬・ねこの引取り、動物の死体処理

業務担当
課長補佐

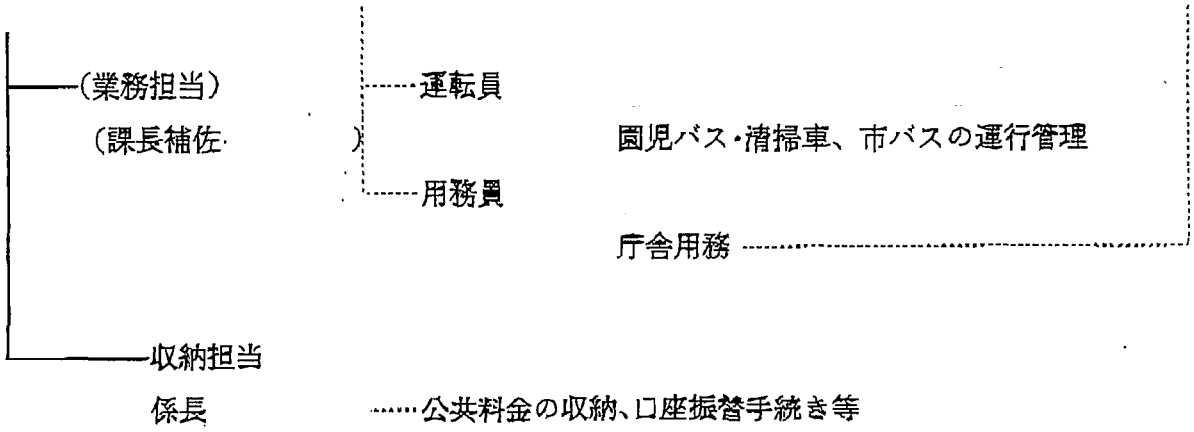
（業務担当）
（課長補佐）
運転員
用務員
園児バス・清掃車、市バスの運行管理
庁舎用務
収納担当
係長
公共料金の収納、口座振替手続き等

	支所長	次長	課長	課長補佐	係長	主事、主査	合計	備　　考
城東	1		1		2	2	6	
多紀	1		1		2	2	6	
西紀	1		1	2	2	7	13	分室１名含
丹南	1		1	1	3	12	18	運転員４、用務１含
今田	1		1	1	1	8	12	運転員１含

現地事務所

			副課長	課長補佐	係長	主事、保婦	合計	
健康課	西紀		1			1	2	
	今田					2	2	
農林課	西紀		1			3	4	
	丹南			1	2	4	7	
	今田			1	2	1	4	
建設	西紀				1	3	4	
	丹南		1		1	2	4	
	今田		1			1	2	
都市計画	西紀						0	
	丹南		1		1	2	4	
	今田						0	
環境整備	西紀				2	1	3	
	丹南		1	1	1	3	6	
	今田			1	1	2	4	
水道	城東					2	2	
	多紀					1	1	
	西紀			1	1	1	3	
	丹南		1		1	3	5	
	今田				1	1	2	

		支所	健康	農林	建設	都市	環境	水道	合計
合計	城東	6						2	8
	多紀	6						1	7
	西紀	13	2	4	4		3	3	29
	丹南	18		7	4	4	6	5	44
	今田	12	2	4	2		4	2	26

H15.3.24　新市名称・庁舎検討小委員会資料

□苫小牧市の出張所分掌事務について

所	係	分掌事務
東京事務所		（1）　国その他の関係機関及び団体との事務連絡に関すること。 （2）　企業誘致に関する資料その他情報の収集及び連絡に関すること。 （3）　各種企業の実態調査に関すること。 （4）　苫小牧臨海工業地帯の周知宣伝に関すること。 （5）　市長が特に指示する事項に関すること。 （6）　その他企業誘致の関連事項に関すること。 （7）　主管に係る歳入に関すること。 （8）　主管に係る事務の処理状況の報告に関すること。
出張所		（1）　戸籍及び住民基本台帳に係る諸届の受付並びに当該諸届に係る住民基本台帳の記録に関すること。 （2）　戸籍の謄本、抄本及び附票の写しの交付並びに記載事項の証明に関すること。 （3）　住民票の写しの交付及び記載事項の証明に関すること。 （4）　印鑑登録及び印鑑証明に関すること。 （5）　市税その他の歳入の収納及び還付に関すること。 （6）　課税証明及び納税証明に関すること。 （7）　埋葬及び火葬の許可に関すること。 （8）　母子手帳の交付に関すること。 （9）　医療費受給資格証の交付に関すること。 (10)　国民健康保険被保険者の資格取得又は喪失届の受付に関すること。 (11)　国民健康保険に係る助産費及び葬祭費の支給に関すること。 (12)　介護保険被保険者の資格取得又は喪失届の受付に関すること。 (13)　健康手帳の交付に関すること。
		(14)　国民年金被保険者の資格取得又は喪失届の受付に関すること。 (15)　国民年金請求事務に関すること。 (16)　市民交通傷害保険の加入の受付及び保険証の交付に関すること。 (17)　季節移動労働者傷害保険の加入の受付及び保険証の交付に関すること。 (18)　身体障害者旅客運賃割引証の交付に関すること。 (19)　市営住宅入居申込書の受付に関すること。 (20)　その他市長が必要と認める事務に関すること。